

令和2年5月25日

保護者 各位

栃木県立鹿沼東高等学校長

吉澤 正光

本校における新型コロナウイルス感染症対策について（暫定版）

学校においては新型コロナウイルス感染拡大予防のため臨時休業の措置が続いておりましたが、この度、学校再開の運びとなりました。今後、本校では下記の通り感染症対策を実施してまいります。生徒ならびに保護者の皆様にはご理解、ご協力を賜りたく、何卒お願い申し上げます。

記

【予防】

- 1 学校においては教室等生徒の活動場所を常時換気する。
生徒教室等に手指アルコール消毒液ならびに教室棟水道に液体石けんを設置する。
1日に1回以上、生徒教室、教室棟トイレ等（机、椅子、スイッチ、ドアノブ、蛇口等）の消毒を行う。
特別教室、管理棟トイレ等は1日に1回以上、管理責任者が消毒を行う。
- 2 生徒は日頃から通常のインフルエンザ等の感染症予防を行う（登校前の検温、体調管理、咳エチケット、手洗い・うがい、不要不急の外出を控える、教室の換気等）。
できるだけ密閉・密集・密接を避けるよう注意する。
昼食は机を移動せず、自席でとる。中庭で昼食をとることも可とする。
- 3 家庭において日頃から健康観察を行う。生徒はかぜ症状があるときは自宅で療養する。
あわせて、その旨を担任へ連絡する。療養期間中は校長の判断により、出席停止または「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができる。
- 4 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等がある生徒については、保護者が主治医に相談した上で登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができる。
- 5 保護者は、生徒に息苦しさ・強い息さ・高熱等いずれかの強い症状が見られる場合はすぐに電話相談窓口（コールセンター）または帰国者・接触者相談センターに連絡相談する。
比較的軽いかぜの症状が4日以上続く場合も必ず連絡相談する。あわせて、その旨を担任へ連絡する。
- 6 生徒の家族が新型コロナウイルスに感染する等、当該生徒が同居等により濃厚接触者となった場合、校長の判断により、出席停止とすることができる。出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間（保健所の指示に従って対応し、健康状態を報告する期間）とする。
- 7 生徒が学校で感染が疑われる症状（かぜ症状等）を発症したときは、保護者に連絡し、下校する。下校には公共交通機関を利用しない。自力で帰宅できない生徒は、保護者の迎えにより帰宅する。帰宅するまでの待機場所は保健室とする。生徒は症状がなくなるまで自宅で静養する。この期間は、校長の判断により、出席停止とすることができる。
- 8 部活動等の特別活動時も上記1~7に準ずる。
- 9 生徒が上記3~7に該当した場合、登校を再開するとき、保護者は「学校感染症に関する登校申出書（新型コロナウイルス感染症）」（別紙）に記入し、担任へ提出する。

【生徒が新型コロナウイルスに感染した場合】

- 1 感染が確認された生徒は出席停止とする。
 - ・出席停止期間は主治医が登校再開を認めるまでとする。
 - ・登校を再開するとき、保護者は「学校感染症に関する登校申出書（新型コロナウイルス感染症）」（別紙）に記入し、担任へ提出する。
- 2 学校の臨時休業等については、県教育委員会が判断する。
 - ・臨時休業中の家庭学習ならびに生活、健康管理については、県教育委員会の指示の下、校長、その他関係職員が検討し、決定する。
 - ・栃木県教育委員会ならびに管轄保健所に連絡し、校内の消毒等、必要な措置を講じる。
 - ・感染が疑われる症状を有する生徒（保護者）には速やかに電話相談窓口（コールセンターまたは帰国者・接触者相談センター）に連絡相談するよう勧める。
 - ・生徒の在校中に臨時休業が決定した場合、下校には公共交通機関を使用しない。自力で帰宅できない生徒は保護者の迎えにより帰宅する。感染が疑われる症状を有する生徒の待機場所は保健室とする。それ以外の生徒は教室で待機する。
 - ・近隣地域等に新規感染者や感染経路が明らかでない感染者が急増した場合、本校に感染者がいなくても時差通学や分散登校等を行うことがある。
- 3 臨時休業等を行うとき、ならびに、校内対応に変更が生じた場合は、上記2、その他必要な事項について、ホームページに記載し、生徒ならびに保護者へ通知する。